

普通預金口座を開設されるお客さまへ

佐賀信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設と「預金規定の改定」についてのお知らせ

当金庫では、長期間利用のない口座が不正に利用される被害を防止するため、**令和3年7月1日（木）以降に新規で開設される普通預金〔総合口座、決済用普通預金（無利息型）を含みます〕**を対象に、「未利用口座管理手数料」（以下、「手数料」という）を導入させていただきます。

今回、対象となるのは**令和3年7月1日（木）以降に口座を開設いただき、かつ、下記の条件（対象となる口座）に合致した場合のみであり、令和3年6月30日（水）までに開設された口座につきましては対象外となります。**

また、今回の「手数料」の導入に伴いまして関係する「預金規定」を改定いたします。

1. 対象となる口座

以下（1）～（4）のすべてに該当する場合、当金庫所定の「手数料」をいただきます。

(1) **令和3年7月1日（木）以降に新規で開設された普通預金の口座であること〔総合口座、決済用普通預金（無利息型）を含みます〕**

※個人・法人・団体の口座を対象とし、紛失・盗難などにより利用が停止されている口座も含まれます。

(2) **預け入れ、または払い戻しの利用が2年以上一度もないこと**

※「利息決算」以外の預け入れや、本件にかかる「手数料」以外の払戻しがない場合は、利用のない口座（未利用口座）とみなします。

(3) **預金残高が10,000円未満であること**

(4) **上記（1）～（3）のすべてに該当する口座のお客様に対して、当金庫へのお届けのご住所に「ご案内」の文書をお送りしてから3か月経過後も口座のご利用がないこと**

2. お取扱い

前項（1）～（3）のすべてに該当する場合、次のお取扱いをさせていただきます。

(1) **口座名義人あて、当金庫へのお届けのご住所に「ご案内」文書をお送りいたします。**

なお、「ご案内」が届かなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) **「ご案内」の文書をお送りしてから3か月経過後も口座のご利用のない場合は、払戻し請求書等によらず当該口座より「手数料」を引落しさせていただきます。**

なお、翌年以降も未利用の状態が続く場合は、同様に「手数料」をいただきます。

(3) **「手数料」の引き落としの際に残高が不足する場合は、その残高を「手数料」の一部として充当したうえで、お客さまに通知することなく、当金庫所定の方法により当該口座を解約させていただきます。**

この場合、「手数料」の不足分をいただくことはありません。

3. 未利用口座管理手数料

年間 1,320 円 (税込)

4. 取扱開始日

令和 3 年 7 月 1 日 (木)

5. 改定する預金規定 (令和 3 年 7 月 1 日施行)

- (1) 普通預金規定
- (2) 決済用普通預金 (無利息型) 規定

6. 預金規定の改定 (追記した内容)

対象となる普通預金および決済用普通預金 (無利息型) の規定に次の内容を付け加えます。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 令和 3 年 7 月 1 日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で表示する一定の期間、利息決算以外の預け入れ、または本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、お客さま宛に「ご案内」の文書を郵送します。
「ご案内」を差し上げてから 3 か月間経過後も口座の利用がない場合に「未利用口座管理手数料」の対象口座となります。
- (2) 「未利用口座管理手数料」の対象口座につきましては、当金庫ホームページ等での手数料一覧に掲載のとおり、対象となった口座より、払戻し請求書等によらず手数料を引き落とします。
- (3) 前 (2) 号で引き落とした「未利用口座管理手数料」は、返却いたしません。
- (4) この預金口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合は、残高全額を「未利用口座管理手数料」に充当のうえ、この預金口座を解約します。
解約にあたっては、個別の通知は行いません。
- (5) 解約された口座の再利用はできません。

7. 本件に係る問い合わせについて

【 お客さま相談窓口 】 電話 : 0120-895-530

以 上